

議第176号

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和7年11月27日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

指定管理者の指定につき議決を求めることについて

次のように指定管理者を指定することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 公の施設の名称 | 滋賀県立ライフル射撃場 |
| 2 | 指 定 管 理 者 | 滋賀県高島市安曇川町青柳 855 番地 6
特定非営利活動法人滋賀県ライフル射撃協会
会長 志 村 市 郎 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで |